

福岡最賃審第505号
令和6年8月27日

福岡労働局長
小野寺 徳子 殿

福岡地方最低賃金審議会
会長 丸谷 浩

福岡地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

令和6年8月27日貴職から、令和6年8月9日付け福岡県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する平和・労働・人権北九州共闘センター、福岡県労働組合総連合及び福岡県医療労働組合連合会からの異議申出に関し意見を求められたので、慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

令和6年8月9日付け答申どおり決定することが適当である。